

第4回 常陸多賀駅周辺地区整備計画策定委員会

令和2年2月27日（木）

1

議題1 第3回委員会の振り返り

2

議題1 第3回委員会の振り返り ～意見交換会の開催結果について

■コミュニティとの意見交換会

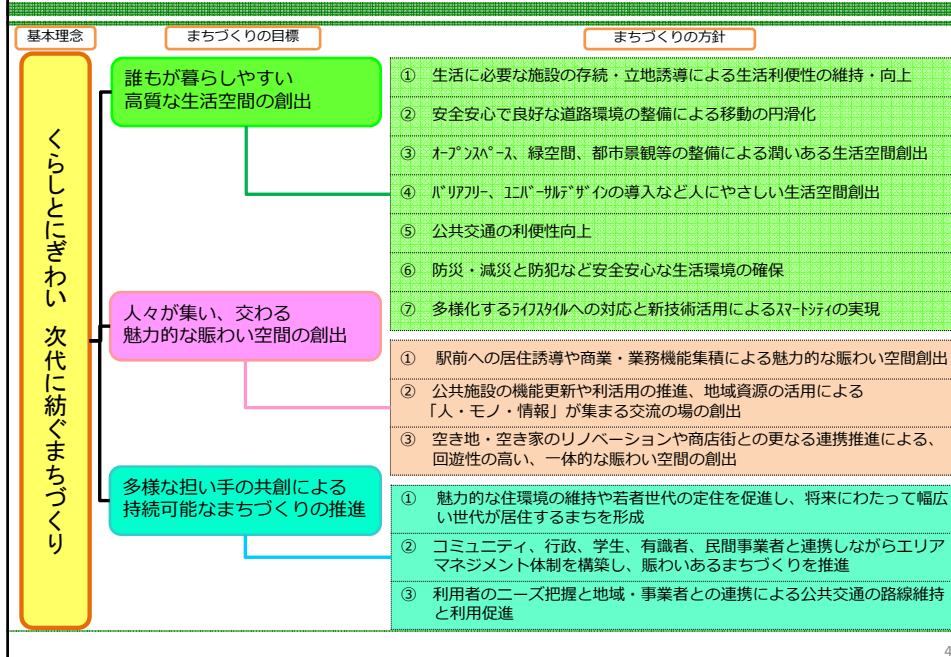
開催日	対象(会場)	出席者数
10月18日(金)	埴山学区(埴山交流センター)	8人
10月24日(木)	金沢学区(金沢交流センター)	4人
10月28日(月)	成沢、諏訪、油縄子学区(油縄子交流センター)	10人
10月30日(水)	大久保、河原子学区(大久保交流センター)	9人
11月6日(水)	大沼学区(大沼交流センター)	4人
出席者数計		35人

■商店会との意見交換会

開催日	内容	出席者数
10月2日(水)	(1) 常陸多賀駅周辺地区整備計画の骨子について (2) 意見交換	19事業者
11月13日(水)	(1) アンケートの集計結果について (2) 意見交換	15事業者

3

議題1 第3回委員会の振り返り ～まちづくり方針における主な推進事項



4

議題1 第3回委員会の振り返り ～まちづくり方針における主な推進事項

第3回委員資料2
令和元年12月24日
日 文 市 政 市 政 策 課

(まちづくりの方針)

1 誰もが暮らしやすい適質な生活空間の創出

(1) 生活に必要な施設の有様、立地疎密による生活利便性の維持・向上

駅前やスーパーマーケット、病院、公民館施設など、生活に必要な施設の存続と立地確保を行いながら、生活利便性の維持・向上を図ります。

【主な取組】

- ① 市有地を活用した施設誘致
- ② 空店舗活用計画による居住の誘導と都市機能の誘導 など

(2) 安全安心で良好な道路環境の整備による移動の円滑化

道路の走行性・安全性の向上や、良好なネットワークの形成を図りながら、歩行者・自転車・自動車の安全・安心でスムーズな道路環境を確保します。

【主な取組】

- ① 駅前計画道路や生活道路、新たな駅へのアクセス道路の整備・検討
- ② 安全・安心な歩道の整備、自転車専用レーンの整備検討
- ③ 駅利用者誘導を考慮した駐輪場の再整備検討 など

(3) オープンスペース、緑空間、都市景観等の整備による良い生活空間創出

夏緑に憩える・休めるオープンスペース、緑空間の整備を行うとともに、美しく風格のある都市景観の整備を推進しながら良い生活空間を創出します。

【主な取組】

- ① 東西自由道路や東西交通広場の整備にあわせたオープンスペースの整備
- ② 公園や河川緑地の適切な維持管理
- ③ 桜川緑地や河川海岸などの自然資源の活用検討
- ④ 地区の景観ルール作りの検討 など

(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入などによりやさしい生活空間創出

道路や施設における視覚障害者や高齢者などに対するバリアフリーの整備などを行いながら、人にやさしい生活空間を創出します。

【主な取組】

- ① 東西自由道路の整備（歩行者道場の機能更新）
- ② 道にやさしい歩道ややさしい公共トイレの整備
- ③ 多岐なバリアフリーの整備検討 など

(5) 公共交通の利便性向上

ひたちBRTや鉄道などの交通結節点として、駅周辺の乗換と機能の強化や拠点機能の整備を推進するとともに、主要なバス停留所における機能の充実やひたちBRTを補完するフィーダー交通線の充実など、公共交通の利便性向上を図ります。

【主な取組】

- ① 東西自由道路及び駅舎、東西交通広場の整備
- ② ひたちBRT第3期ルート整備 など

(6) 防災・減災と防犯など安全安心な生活環境の確保

地震や火災、風水害などに対する防災・減災への取組を推進し、安全・安心な生活環境を確保します。

【主な取組】

- ① 河川や都市下水路など雨水排水施設の整備と機能更新
- ② 東西自由道路や東西交通広場の整備にあわせたオープンスペースの整備（防災広場としての活用）
- ③ 街路照明の整備
- ④ 駅前市街地での都市景観整備の検討 など

2 人が集い、変わる魅力的な賑わい空間の創出

(1) 駅前への商店街誘導や商業・業務機能集約による魅力的な賑わい空間創出

低利便性の計画的な土地利活用促進など推進しながら、駅前への居住誘導や商業・業務などの都市機能を集約し、「まちなみ」となる魅力的な賑わい空間を創出します。

【主な取組】

- ① 駐車場の増設数の把握と適正配置や駅前街の誘導
- ② 市有地を活用した施設誘致検討
- ③ 空地を正統的に計画的に活用し都市機能の誘導(再) など

(2) 公共施設の機能更新や利活用の推進、地域資源の活用による「人・モノ・情報」が集まる交流の場の創出

駅舎を含む既存の公共施設の機能更新や新たな利用用途を推進するとともに、需要が集積している環境や民間企業などによる施設更新を促し「人・モノ・情報」が集まる交流の場を創出します。

【主な取組】

- ① 駅東エリアなどの交流・インキュベーション機能の導入検討
- ② 多様な民間企業や市民団体など既存公共施設の更なる活用による交流拠点の創出
- ③ 市有地を活用した施設誘致検討 など

(3) 創造性の高い、一体的な賑わい空間の創出

空き地や空き店舗のリノベーションや商店街などの更なる整備を推進しながら、駅周辺に交流・商賈拠点を創出し、創造性の高い、一体的な賑わい空間を創出します。

【主な取組】

- ① 空き地や空き店舗などを活用する民間事業者への支援
- ② 道路や公園空間などの活用による交流・商賈空間の創出
- ③ 多様な民間企業や市民団体など既存公共施設の更なる活用による交流拠点の創出(再) など

議題1 第3回委員会の振り返り ～まちづくり方針における主な推進事項

居住と都市機能の誘導、駐車場の適正配置、空き店舗等の活用支援

既存公共施設での交流拠点創出
道路や公園空間での交流・滞留空間創出

都市計画道路の整備

自然資源の活用
(桜川緑地・河原子海岸)

ひたちBRT第3期ルート整備

市有地を活用した施設誘致
オープンスペースの整備

東西自由道路・駅舎の整備
わかりやすい公共サイン整備

交通広場の整備
オープンスペースの整備
交流、事業創業・創出支援機能導入

駐輪場の再整備

都市基盤整備の検討

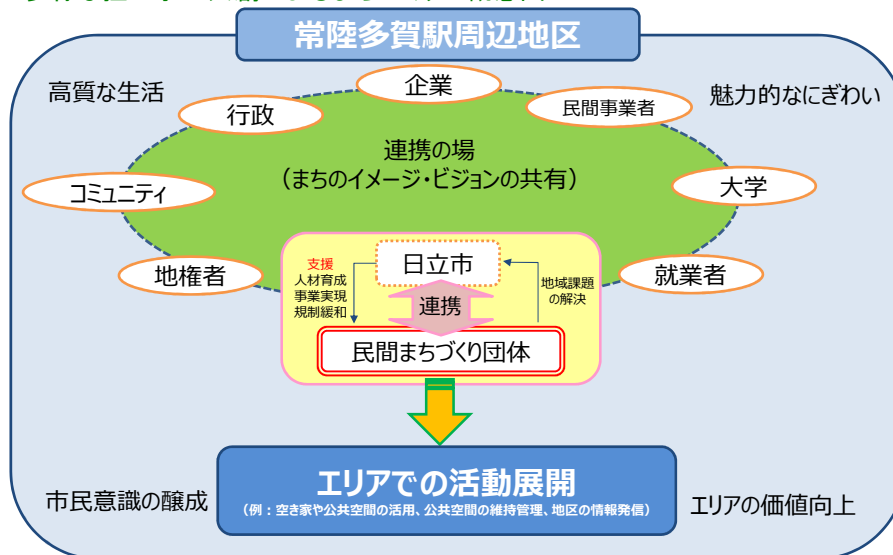
都市計画・駅アクセス道路の整備

雨水排水施設の整備、歩道や街路照明の整備、良好な都市景観の形成

シェアリングエコノミーのニーズ把握と機能誘致
交通システムや環境技術、情報通信技術の進展にあわせた機能・設備の導入

議題1 第3回委員会の振り返り ～まちづくり方針における主な推進事項

■多様な担い手の共創によるまちづくりの概念図



7

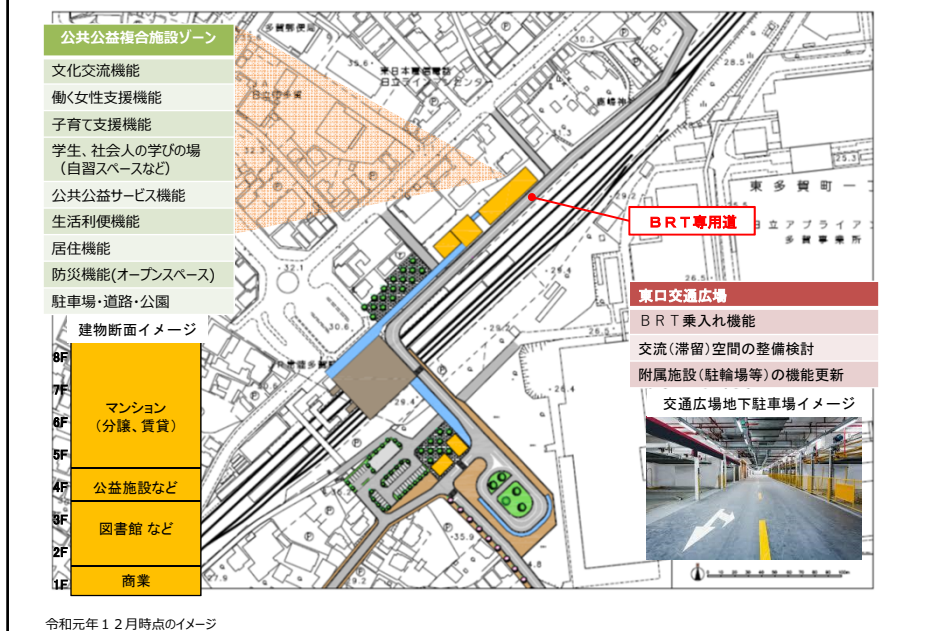
議題1 第3回委員会の振り返り ～委員会での主な意見等

■まちづくり方針における主な推進事項について

- (1) 防災の観点から、電線の地中化を検討してほしい。
- (2) 常陸多賀駅は、昭和のイメージを残して、温かみのある懐かしい感じの駅にしてほしい。また、旧国道沿いの街並みに魅力を感じているので、保全を図ってほしい。
- (3) よかっぺ通りの駐車帯の規制について、分かり辛さと周知の問題がある。
- (4) 事業推進にあたっては、地権者の方たちの理解を得るとともに、商店会、コミュニティ、地権者と連携しながら速やかに事業を進めていく必要がある。
- (5) 国では最近、自動車中心だった街をヒト中心の、歩けるような街にしていこうという方向性を打ち出しており、道路などの施設空間の活用に力を入れていこうという考え方も生まれてきている。低未利用地や空き家、道路・公園空間など、街なかのストックを使いこなしながら、エリアマネジメントを推進していく施策が求められている。

8

議題 1 第 3 回委員会の振り返り ～整備計画について



議題 1 第 3 回委員会の振り返り ～委員会での主な意見等

■ 整備計画について

- (1) 西口の商業ビルの整備効果を既存施設、既存商店へどのように波及させるかが課題である。まちの回遊性を向上させるためには、既存店舗の出品スペースや、まちのハブになるオープンスペースとしての活用なども考えられる。
- (2) 駅周辺に必要最低限の商業施設があったほうが、人々に留まってもらえる。留まってもらえれば、町の中にも降りてもらえるのではないかと。駅周辺に来た人たちが30分、1時間と留まることができる、ちょっとした飲食店やスポーツ施設などがある。大きな施設は必要ないが、ちょっと留まっていたく、そういった施設が必要なのではないかと。
- (3) 空き店舗、空き地の問題は想像以上に速く進んでいる。スピード感を持ちながら、次の世代の人たちが住みたくなるような、離れてもまた帰ってくるような、そういったまちの姿を描けると良い。
- (4) しっかり情報発信を行いながら、市民や地権者との情報共有を図っていく必要がある。施設が良くなるだけでは、その街に住みたいと思う人は増えない。小さくても、生き生きとして、若い人が未熟ながらもまちづくりに参加できる。そういうソフトの部分が重要である。ソフトについて引き続き検討を進め、特に西口の高度利用については、検討できる余地なるべく残しておく必要がある。

議題 2 整備計画について

11

議題 2 整備計画について ～まちづくり方針における主な推進事項



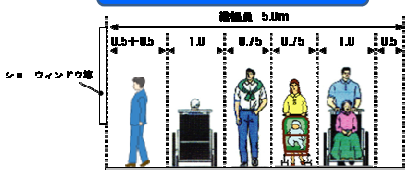
12

議題 2 整備計画について ~自由通路の配置想定

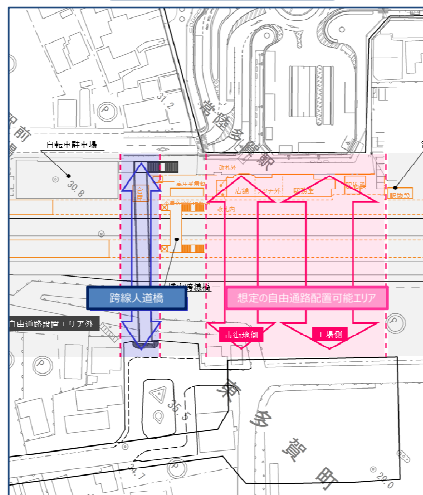
東西自由通路の配置想定

- 施設配置の条件として以下の点を考慮する。
 - ① 自由通路の直進性
 - ② 広場との円滑な接続
 - ③ 駅構内跨線橋の回避
 - ④ 機械・電気など、鉄道施設を極力避けた配置
- 通路の配置計画や幅員などの施設規模については、今後鉄道事業者との協議を行いながら整理していく。
- （参考）市内各駅での整備事例
 十王駅：約5.0m 日立駅：8.0m 大妻駅：5.5m

幅員 5 mの通路断面イメージ



自由通路配置イメージ



13

議題 2 整備計画について ~東口広場の配置案

前回委員会での広場配置イメージ



- 【案 1】①東口駅前広場は、現地館の高さで整備
②B R T専用道を工場用地を活用した北進ルート



- 【案 2】①東口駅前広場を自由通路入り口の高さまで高上げ（入口地盤）
②B R T専用道を自由通路と並走



- 【案 3】：①東口駅前広場を自由通路入り口の高さまで高上げ（入口地盤）
②B R T専用道を自由通路と並走
③東口駅前広場にオープンスペース確保

- 前回委員会以降、利用者の利便性向上や歩行者優先の施設配置の観点から、配置計画を精査

14

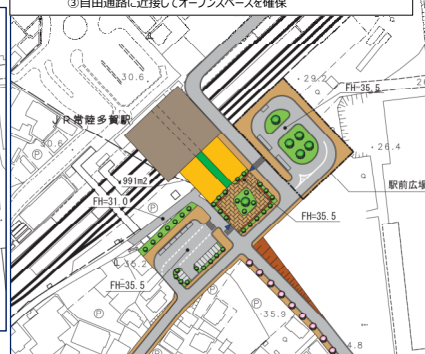
議題 2 整備計画について ～東口広場の配置案

見直し後の広場配置イメージ

【案4】①東口駅前広場は、現地盤の高さで整備
②BRT専用道を工場用地を活用した北進ルート
③自由通路に近接してオープンスペースを確保



【案5】①東口駅前広場を自由通路入り口の高さまで高上げ（人口地盤）
②BRT専用道を自由通路と並走
③自由通路に近接してオープンスペースを確保



- 広場を極力鉄道側に近接させ、自由通路延長を短縮。
- 各施設をコンパクトに配置しながら、歩行者の移動動線を短縮。

15

議題 2 整備計画について ～東口広場の配置案

○ 自由通路に附属する施設イメージ

環境空間



小売スペース



待合室・学習室



地場産業のPRスペース



事例：パナソニックミュージアム（門真市）

16

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

17

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

常陸多賀駅周辺地区整備計画

1 はじめに

- (1) 計画策定の目的
- (2) 計画対象区域の設定 など

2 現状及び課題

- (1) 考慮すべき社会的動向や潮流
- (2) 日立市の現状
- (3) 常陸多賀駅周辺地区の現状
- (4) 常陸多賀駅周辺地区の課題と施設整備の必要性 など

3 整備計画

- (1) まちづくりの目標と基本方針
- (2) 土地利用計画
- (3) 施設等整備計画
- (4) ユニバーサルデザインの考え方
- (5) 良好な都市景観を形成するための考え方
- (6) まちの賑わい創出に向けた考え方 など

4 実現方策の検討

- (1) 整備手法等の検討
- (2) 事業スケジュール
- (3) 今後の検討課題 など

18

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■東口交通広場及び東西自由通路・駅舎

○想定の実業スケジュール

事業項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
東口交通広場 (ひたちBRT)	・配置調整 ・ルート決定 ・測量調査 ・交通需要調査	・設計作業	・都市計画 手続 ・国庫補助 協議	・都市計画 決定 ・国庫補助 要望	・用地取得 ・工事着工	施工期間 R6～10年度 駅～鮎川町区間までの整備
東西自由通路及び駅舎	・基礎調査 ・要求条件 の整理	→	・基本協定 ・基本設計	・実施設計	・施行協定 ・物件移転 ・用地取得 ・工事着工	施工期間 R6～8年度

○今後の検討課題

① 施設の整備手法

交通広場やBRTルートの整備については、施設の整備だけでなく周辺宅地の利便性向上を図る観点から、土地区画整理事業などの整備手法も視野に入れながら、周辺住民・土地所有者と協議を重ね、交通広場周辺の土地利用計画とあわせて、合意形成を図っていく必要がある。

② 施設配置計画

基礎調査や測量調査により、既存の鉄道施設などへの影響を把握するとともに、排水の処理方法などを検討しながら、交通広場及び東西自由通路、BRTルートの配置を精査する必要がある。

③ 施設規模・規格

BRTルートについては、将来の交通需要予測を行いながら、バス専用区間としての整備可能性を検討する必要がある。また、駅舎については、基礎調査を行いながら、施設規模や導入機能、デザインなどに係る日立市の要求条件を整理する。

19

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■駅西側低未利用地の活用

○想定の実業スケジュール

事業項目	令和2年度～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
西口市営駐車場の活用	・合意形成 (意向調査) ・まちづくり協議会の設置→ (活用手法検討)	・利活用方針の整理 ・駐車場適正配置の検討 ・社会実験 (公共空間活用)	利活用 の実現	→	→	※R6～8の期間は 駅舎関連工事の仮 設エリアに含まれるこ とを想定。
空き地・空き店舗 の活用	(情報発信体制構築) ・重点エリアの選定 ・プレイヤーの発掘・育成 ・公共空間の活用検討	(プレイヤー発掘・育成) ・エリアマネジメント体制 の構築	エリアマ ネジメン トの推進	→	→	

○今後の検討課題

① 低未利用地の活用と市場の活性化

持続可能な都市経営の観点から、駅舎関連施設などへの公共投資の効果や、速やかに周辺商業エリアへ波及・持続させるためには、民間投資が誘発されやすい環境や、地域の中で経済を循環させるサイクルなどの構築に向けた取組を、施設整備に先んじて推進する必要がある。

(具体例)

ア 街なかの空き地・空き店舗の利活用を加速化させ、エリアのポテンシャル向上を図る取組。

イ 地域に根差した多様な世代・立場のまちづくり人材(プレイヤー)を育成しながら、人的ネットワークや持続的な活動の基盤(組織)を構築するための取組。

ウ 公共空間の活用などによる新たな交流の場、稼働場の創出など、プレイヤーやまちづくり組織の活動を活性化し、持続的なものとする取組。

② 西口市営駐車場の活用

西口市営駐車場は、駅舎関連工事などを行う際の工事エリアに含まれる可能性が大きいことから、実施時期の見極めが必要である。また、土地利用の転換にあたっては、民間事業者と連携し、そのノウハウをいかにしながら施設の誘致などを推進するとともに、駐車場機能の代替などを検討する必要がある。

そのため、今後は、周辺土地所有者の意向確認や、事業成立に向けた市から事業者への優遇措置・導入する公共施設など、事業の枠組みや条件を整理する必要がある。また、事業を成立させるためには、上記①のような、民間事業者が参画しやすい社会条件(エリアのポテンシャル向上など)が前提となることから、上記①の取組を推進する社会実験の場などとしても活用しながら、引き続き活用方針を精査していく。

20

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■持続可能なまちづくりの推進に向けた考え方

官民が連携しながらまちづくりを推進

- 近年、市民・企業・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発になってきており、まちづくりの担い手としての民間主体の役割が拡大しつつある。
- 従来、まちづくりは行政中心に担ってきたが、民間による自主的な取組は、公的な側面を持っているため、こうした取組を促進することが重要。
- また、ソフト面の取組だけでなく、公共事業（ハード整備）においても、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）などの手法により、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、「安くて優れた品質の公共サービスの提供」を実現できる手法の検討が必要。

21

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■低未利用地の活用

○空き家・空き店舗の活用や定住促進に関する本市の支援事業（主なもの）

種別	事業名	事業の概要
空き家・ 空き店舗活用	まちなか空き店舗活用事業	駅から概ね1km以内及び商業・近隣商業地域の空き店舗による商業機能の空洞化の解消を図るため、対象地域の空き店舗や空き家を改装して出店する者に対し、経費の一部を補助する。【経費の3分の1／最大100万円】
	空き家利活用促進事業	空き家の利活用及び空き家を除却した後の跡地の流通促進を図るため、一年以上空き家または相続後空き家となっているなど要件を満たす戸建て住宅の解体やリフォーム費用を助成する。【経費の3分の1／最大30万円】
定住促進	ひたちBRT沿線 良好宅地整備促進事業	ひたちBRT沿線及び常陸多賀駅・大甕駅周辺において、良好な宅地分譲を行う事業者に対して補助金を交付する。 【200㎡以上の宅地1区画当たり40万円／最大400万円（10区画）】
	ひたち子育て応援 マイホーム取得助成事業	子育て世帯の市内への転入及び定住のほか、空き家等の発生抑制や活用促進を図るため、市内で居住用の住宅を取得した子育て世帯に対し、支援を行う。【最大51.5万円】
産業・ 創業・ 立地支援	地方創生移住支援金 交付事業	市内中小企業者等における働き手不足を解消するため、東京圏から市内に移住して市内中小企業等に就職した方に対し、支援金を交付する。 【定額／単身60万円、世帯100万円】
	中小企業のUターン 人材確保支援事業	市内中小企業者等の人材確保を支援し、産業の振興と雇用機会を確保するため、市外から移住する方の雇用に要する経費の一部を、事業者に対して補助する。 【経費の2分の1／最大50万円】
	産業立地促進事業	商業地域の活性化と企業立地の促進を図るため、市の指定する区域に立地する個人事業者又は法人に対して奨励金を交付する。（店舗開設促進奨励金、オフィス開設促進奨励金、雇用促進奨励金）【最大1,000万円】
	街なかマイクロクリエーション オフィス運営事業	創業による地域経済の活性化を図るため、入居者の初期投資への補助や施設運営・管理事業者に対する運営及び維持管理に係る経費の一部を補助する。【家賃及びオフィス整備費用補助／固定資産税・都市計画税相当額＋30万円程度】

22

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■マイクロクリエイションオフィス



マイクロクリエイションオフィス常陸多賀（事務所型）



マイクロクリエイションオフィス常陸多賀（店舗型）



議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■まちづくりプレイヤーの育成

人材育成のイメージ

○ 人材の掘り起こし



- 新たな担い手や後継者向けのワークショップやセミナーの開催
- 商工会議所や起業家交流グループ、創業支援ネットワークなどの活用
- まちづくりの仕掛人や意欲ある事業オーナーなどの「個」の力の活用

○ 起業が始めやすい環境を地域につくる



- マイクロクリエイションオフィスやコワーキングスペースの提供
- 不動産オーナーへの啓発、協力要請
- 公共空間の開放（ポップアップショップ、屋台など手軽に出店できる場の提供）

○ 人的資源・ノウハウの蓄積、ネットワークの構築



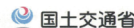
空き店舗のシャッターが開く → 点から線・線から面への展開 → 民間投資の誘発
 (エリアポテンシャルの向上)
 地域に根差した人材の育成 → 地域資源活用・地産地消 → 地域内での経済循環



議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

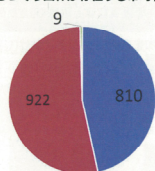
■まちづくり活動の基盤となる体制(エリアマネジメント体制)の構築

まちづくり団体の状況



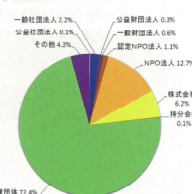
- 全国の約半数の自治体にまちづくり団体が存在するが、そのうち約7割は任意団体である。
- 実施しているまちづくり活動としては、広報・プロモーション・イベントの実施が一番多く、約半数の団体で実施している。

○まちづくり団体が存在する市町村の割合



○組織形態別のまちづくり団体数

組織形態	総数	構成比
社団法人	5	0.1%
公益社団法人	5	0.1%
一般社団法人	104	2.2%
財団法人	12	0.3%
公益財団法人	12	0.3%
一般財団法人	26	0.6%
特定非営利活動法人	53	1.1%
認定NPO法人	53	1.1%
NPO法人	590	12.7%
株式会社	288	6.2%
持分会社	3	0.1%
任意団体	3,354	72.4%
その他	201	4.3%
合計	4,634	100.0%



*ある *ない *無回答 n=1741

○まちづくり団体が取り組んでいる主なまちづくり活動



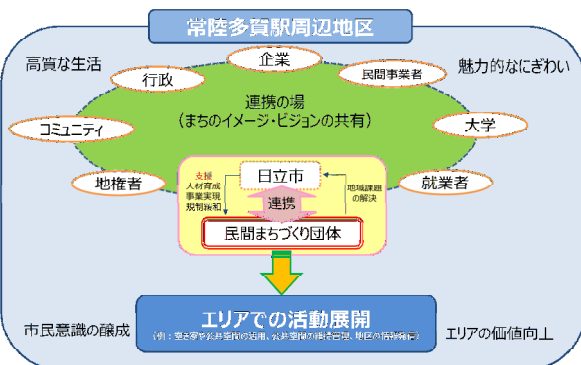
- ※1 国土交通省都市局調べ(平成31年3月) 全国1741市町村に対して、市民連携制度を活用したまちづくりに関するアンケート調査を実施(回収率100%)
- ※2 まちづくり団体とは、まちづくりを主に目的として活動している団体。
- (例) まちづくりの地域協議、都市開発を目的とした公社、財団、社団法人等
- まちづくりの地域協議化、エリアマネジメント等に類似したまちづくり会社やNPO等(ハート型だけでなく、ソフトな取組のみの団体も対象)
- 住民同士によるまちづくり協議会等の事業を実施している団体・組織(対象外) 土地開発公社や地区協議会、株式会社、観光協会等のまちづくりを主目的としない団体は対象外

出典 国土交通省資料

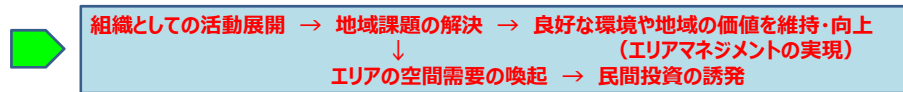
議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■まちづくり活動の基盤となる体制(エリアマネジメント体制)の構築

体制の構築イメージ



- 行政からの支援
- ・人材育成支援
 - ・財源確保の場の提供 (公共空間開放などの規制緩和)
 - ・「公」の団体としての認定 (信用度・認知度の向上)
 - ・行政手続きにおける窓口のワンストップ化
- など



議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■公共空間を活用したイベントの開催

うみやまのマルシェ（2019年9月日立市役所大屋根広場）



27

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■公共空間を活用したイベントの開催

うみやまのマルシェ（2019年9月日立市役所大屋根広場）



28

議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■事業手法の検討

- 河川、道路、公園、下水道等の整備は、点又は線的な整備であるのに対し、市街地整備事業はそれを含めて、面的に開発整備の方法によって良好な市街地を積極的に整備していくための事業。
- 駅周辺での施設整備・市街地整備では、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの事業手法が活用されている。



議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■事業手法の検討

神立駅西口地区土地区画整理事業（施工中）



勝田駅東口市街地再開発事業（完了）

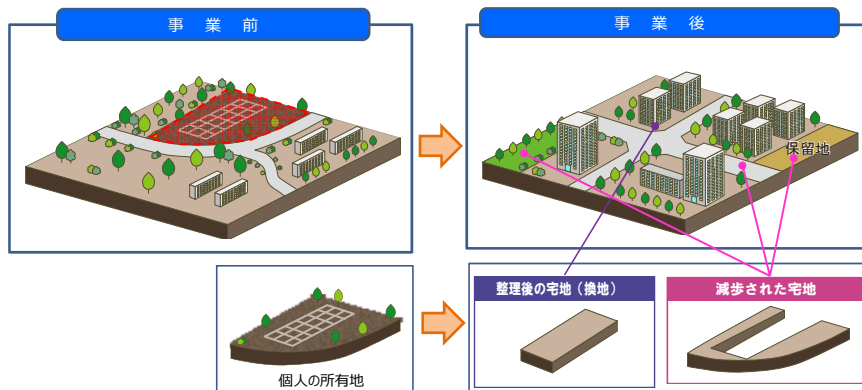


議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■事業手法の検討(主に駅東口の施設整備)

土地区画整理事業とは

- 土地区画整理事業とは、ある一定の土地について計画を立て、道路や公園などの公共施設の整備・改善を行い、不規則な従来の土地を整然とした良好な市街地として整備する事業。
- 土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、道路・公園などの公共用地や保留地(事業費に充てるために売却する宅地)に充当できると、所有者の土地は整備された街区に再配置される(換地)という特徴がある。
- 一定の要件を満たせば、公共・民間を問わず実施主体となることができる。

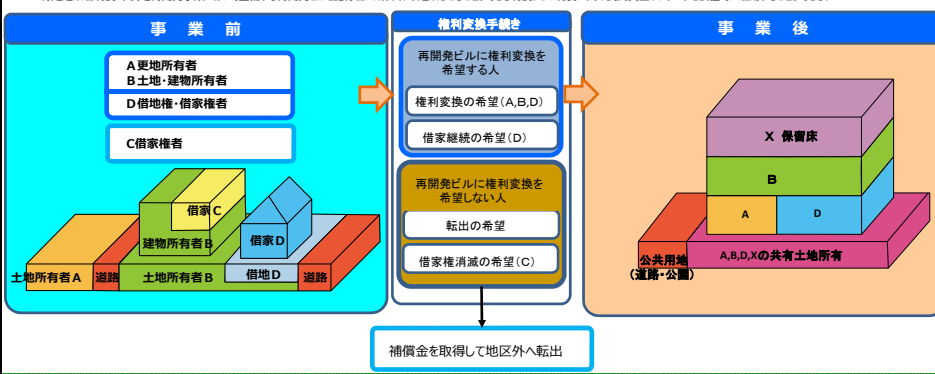


議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■事業手法の検討(主に駅西口市営駐車場)

市街地再開発事業とは

- 細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物への建替え、公園・街路などの公共施設とオープンスペースの確保により、快適で安全な都市環境の再生を図る事業。
- 建物(再開発ビル)を建築すること、ビルへの入居を希望する権利者の従前資産は、建物の床(権利床)に変換(権利変換)されることなどが特徴。
- 一定の要件を満たせば、公共団体・民間を問わず実施主体となることができる。
- なお、事業では、特定建築者*が再開発ビルを建築することにより、民間資金やノウハウの活用を図ることなども可能。
*特定建築者制度 市街地再開発事業において整備する再開発ビルを施行者に成り代わり建築させることができる制度。この制度により、民間資金やノウハウを積極的に活用することができる。



議題3 事業スケジュール及び今後の検討課題について

■事業手法の検討(主に駅西口市営駐車場)

PFI方式

○民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うもの。

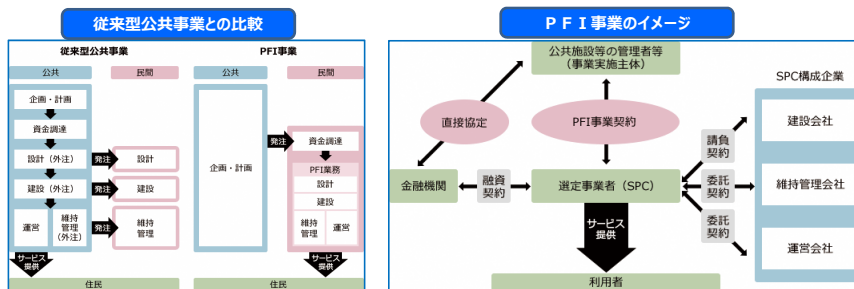
期待される効果

○低廉かつ良質な公共サービスの提供

PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力が活用できる。また、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。これらにより、コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待される。

※リスク管理/事業を進めていく上では、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等さまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれ(リスク)がある。PFIでは、これらのリスクを最もよく管理できる者にそのリスクを負担させることでコストの削減やサービスの向上を達成する。

○その他、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップの形成や、民間に対して新たな事業機会をもたらすことによる経済の活性化などが期待できる。



出典 内閣府及び民間資金等活用事業推進機構ホームページ